

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
油水分離槽清掃	東立川駐業-2	
	作 成	2019年 1 月 25 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	東立川駐屯地業務隊

#### 1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊東立川駐屯地隊員食堂の油水分離槽の清掃処理について適用する。

#### 2 資 格

本役務請負業者は、産業廃棄物処理資格を有し、排水処理施設清掃管理の十分な経験と技術を持ち、自ら確実に搬出・運搬のできる能力を保有するとともに、確実に処理できる能力を有する処理場にて適正に処理を行うことが出来るものとする。

#### 3 役務期間

2019年4月1日から2020年3月31日までの間で、以下の期日に清掃作業を実施するものとする。

- (1) 2019年 5月17日 (金)
- (2) 2019年 7月19日 (金)
- (3) 2019年 9月18日 (金)
- (4) 2019年11月15日 (金)
- (5) 2020年 2月21日 (金)

#### 4 役務場所

東京都立川市栄町1-2-10 東立川駐屯地隊員食堂西側

#### 5 構造概要

- (1) 油水分離槽の形状及び構造：鉄筋コンクリート長方形枡及び正方形枡
- (2) 油水分離槽の容積：50cm×100cm×90cm (2槽)  
120cm×100cm×90cm (1槽)  
50cm×50cm×50cm (1槽)

#### 6 清掃内容

- (1) 本役務は、隊員食堂排水施設油水分離槽の油分、汚泥の汲み取り及び清掃である。
- (2) 清掃要領は、油水分離槽に浮遊している油分及び下部沈殿汚泥をバキューム車等により汲み取り高圧洗浄により壁面等を洗浄し、汚れが落ちない場合にはスクレーパー等によりケレン作業を実施するとともに、洗浄水も併せて汲み取るものとする。特に作業中は保安及び衛生に留意し、経験ある作業員により実施する。
- (3) 汲み取った汚泥及び油分は、関係法規に従い産業廃棄物として適切に処理し、産業廃棄物

管理票（マニフェスト）A票、B2票、D票及びE票を検査官に返納する。

- (4) 役務実施間の写真を、清掃前、清掃中、清掃後及び検査官の指示する箇所を撮影、整理し検査官に提出する。
- (5) 清掃完了後は、必要に応じ周辺の清掃を実施するものとする。

#### 7 検査及び役務完了

- (1) くみ出し汚泥の数量検査は、バキューム車の目盛確認による。
- (2) 役務終了時請負業者立ち会いのうえ、官側が実施する検査を受検するものとする。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の受領日を役務完了年月日とする。

#### 8 その他

- (1) 役務実施中の施設の破損等は、すべて請負業者の負担により原型に復すること。
- (2) 役務実施中の怪我、その他の災害補修はすべて請負業者の負担とする。
- (3) 本仕様書および役務について、疑義を生じた場合は官側と調整の上実施する。